

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(5)	(2)	(4)	(5)	(1)	(2)	(5)	(3)	(5)	(1)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
96%	85%	65%	96%	98%	96%	96%	96%	85%	93%

1 経済的自由権

正解(5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。判例は、居住・移転の自由は、法文上日本国民に局限されていないから、外国人であっても、日本国内にあってその主権に服している者に限り、その保障が及ぶとしている(最大判昭32・6・19)。もっとも、居住・移転の自由には、入国の自由は含まれないから、外国人に対して入国の自由は保障されていない(最大判昭53・10・4)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり(最大判昭33・9・10)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。たとえば、外国人土地法は、外国人の土地取得について制限を定めている。
- (5) 誤り。 憲法29条2項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」とし、財産権が公共の福祉による制約を受けることを明らかにしている。

2 国会の活動

正解(2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり(憲法52条、53条、54条)。
- (2) 誤り。 枝文は、特別会の説明である(憲法54条1項)。なお、臨時会とは、必要に応じて召集される国会のことをいう(同法53条)
- (3) 正しい。 枝文のとおり(憲法7条2号)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(憲法54条2項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(憲法59条2項)。

3 地方公務員の権利・義務

正解(4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり(地公法31条、29条1項1号)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり(地公法35条)。職員が職務専念義務を負う「勤務時間」とは、通常は条例に基づきあらかじめ定められ

た正規の勤務時間をいうが、時間外勤務、休日勤務等を命じられた場合であっても、ここにいう「勤務時間」に含まれる。

- (3) 正しい。 枝文のとおり（地公法 34 条 2 項）。
- (4) 誤り。 枝文の行為は、当該職員が属する地方公共団体の区域の内外を問わず、禁止されている（地公法 36 条 1 項）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（地公法 37 条、52 条 2 項・5 項）。

4 警職法 5 条

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 制止とは、犯罪が行われようとするのを実力で阻止することをいう。この制止は、相手方に行為の中止を命ずることなく、実力で直ちに中止の結果を実現する即時強制である。

5 故意

正解 (1)

- (1) 誤り。 枝文のように、犯罪事実が実現されるであろうことは確定的なものとして認識しているものの、その結果がどの客体に発生するのかという点について認識が不確定な場合を、「概括的故意」という。この場合には、犯罪事実が実現されるであろうことは確定的なものとして認識している以上、罪を犯す意思が認められ、故意犯が成立する。
- (2) 正しい。 枝文のように、犯罪事実の発生そのものを不確実なものとして認識しつつ、かつ、これを認容している場合を、「未必の故意」という。この場合には、犯罪事実を認識・認容しており、罪を犯す意思が認められる以上、故意犯が成立する。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。枝文の場合を、「客体の錯誤」という。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 26・11・15）。判例は、故意の要件として、違法性の意識は必要ないとしている。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

6 通貨偽造の罪

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 通貨偽造罪は、目的犯であって、「行使の目的」を持って行われることが必要である。ここにいう「行使」とは、偽造通

貨を真正なものとして流通に置くことをいう。

- (3) 正しい。 枝文のとおり (大判明 43・6・30)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (刑法 149 条 1 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (刑法 153 条)。

7 賄賂罪

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑法 197 条前段)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最決昭 43・10・15)。
- (5) 誤り。 事前収賄罪は、公務員となろうとする者が、公務員になった場合の職務に関し、請託を受けて、賄賂を収受した場合で、実際に公務員となったときに成立する (刑法 197 条 2 項)。

8 通常逮捕

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 199 条 1 項、2 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑訴規則 143 条の 3)。
- (3) 誤り。 通常逮捕に当たっては、被疑者に逮捕状を示すのが原則とされる (刑訴法 201 条 1 項)。しかし、被疑者を発見した警察官が逮捕状を所持していないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を告げて逮捕し、その後できる限り速やかに逮捕状を示せば足りる (刑訴法 201 条 2 項・73 条 3 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 199 条 1 項ただし書)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 199 条 3 項、刑訴規則 142 条 1 項 8 号)。

9 伝聞証拠

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 320 条 1 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最決昭 27・12・11)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 35・9・8)。
- (5) 誤り。 被害届は、刑訴法 321 条 1 項 3 号の適用を受ける書面であり、①供述の不能性、②不可欠性、③特信性が認められる場合に限り、証拠とすることができる。

10 搜索差押許可状の夜間執行

正解（1）

- （1） 誤り。 会社の事務室は、夜間執行を許可する旨の記載を要する人の看守する「建造物」に該当するから（刑訴法 222 条 3 項・116 条 1 項）、夜間に搜索・差押えを行う場合には、令状に夜間執行許可の記載が必要となる。
- （2） 正しい。 枝文のとおり。
- （3） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 3 項・117 条 1 号）。
- （4） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 3 項・117 条 2 号）。
- （5） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 3 項・116 条 2 項）。